

要約

一、職工ノ解雇セシムル時ハ少クトモ十以上ノ以前ニ其ノ職責クセシ
ムル心ニ解雇セシムル

一、言明書付同一ニ場ニ働カス者

大抵日

一、一ノト迄

五ノ日

一、一ノト迄

五ノ日

以上ノ左ノ条々ニ準ズ

尚書ヲ常用ニ該ニ場ノ旨ヲ

二、製丸機使用ニ付シ急傷スル時ハ療養ニ他必要ナル時ヨリ
另取セシムル

三、製丸機使用ノ為職工ノ仕事

時ハ職工ノ一ノ時ニ至リ且ノ賃金ノ支拂ハ
四、職工死シタル時ハ遺族ニ職工ノ死ニ當ル所入ノ依リテ生計

ノ維持セシムル者ハ賃金ニ付テ上ノ扶助料ヲ支給セシムル

五、職工在職セシムル時ハ住宅ノ賃金又ハ工場ノ賃金ニ申出テ
シムル

六、職工在職スル時ハ手取料トシテ工場ニ入リ居ル日也賃金
支拂ハ此ノ内ニ付シテ一回ハ在職セシムル職工ノ手取料トシ

七、職工工場ノ親方ノ手帳ニ記入スル時ハ職工ノ手取料ニ
元其ノ場ニテ支給シ記入セシムル

八、職工ノ賃金ニ付テ賃金ノ過當ナル毎且一回以上ノ支拂ハ
シ

九、使用職工ノ技術ノ不習熟ノ點アリタル時ハ賃金長シ申免セ
シムル

昭和三年 日

三ノ丸工職工賃金